

# 建設水道常任委員会会議録

平成13年6月12日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫           ○中川 靖広           森河 昌之  
浅井 正八           吉川 勝義           小野議長

## 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是  
収入 役 中野 秀樹 総務部長 植村 哲男  
都市建設部長 鍵田 徳光 建設課長 堤 和雄  
建設課長補佐 今西 弘至 同課長補佐 九十九敬三  
観光産業課長 杉本 正二 同課長補佐 吉村 三郎  
都市整備課長 藤本 宗司 同課長補佐 藤川 岳志  
同課長補佐 井上 貴至  
上下水道部長 辻 善次 上水道課長 御宮知恒夫  
同課長補佐 辻本 邦好 下水道課長 田口 好夫  
下水道課長補佐 谷口 裕司

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 (開会 午前9時00分)  
全委員が出席されておりますので、ただ今から、建設水道常任委員会を開会いたします。  
始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長 (町長あいさつ)

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、浅井委員、吉川委員のお二人を指名いたします。  
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。  
はじめに、委員会付託案件から審査することとします。  
認定第2号 町道の認定及び路線変更についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。

建設課長 (議案書朗読、別紙により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 前回私がお願いしておりました町道認定の基本的な考え方について、説明をお願いしたいと思う。

建設課長 (※町道認定の考え方について 資料2-3により説明)

吉川委員 1点目に書いてあります公道から公道への接続が原則ということで、前はこれは一つの条件であったわけなのですが、これが原則ということなのですが、これは3項に書いてある建築基準法第42条第1項第5号による道路位置指定道路だけが対象になるのかどうか、考え方をお聞かせください。

建設課長 開発位置指定道路については、これは都市計画法なり建築基準法で

定められておりますものでありますので、それについては行き止まりがあっても、一方が公道であればそれによって認定をお願いするものです。今ご指摘の生活道路の関係で、特に1項目に書いてあります4m未満であっても生活道路として一般の交通に供され、かつ重要な路線につきましても、底地整理等による処理ができたものについては町道認定を行うという形で、通常たとえば2項道路等で狭い道であるという形であっても、生活道路として供されていたらそういった形で住民の方が利用されているというものについては、底地整理ができた時点で認定をお願いしていきたいと考えております。

森河委員 整理番号3の中で、小吉田団地の4014ですか、延長となっておりますけれど、これ立ち退きの問題がありますね。これは補助対象の都合によってこういうふうにしてあるのか、認定する現時点で道路がないのですが、それでもこういうことができるのか。

それから、市街化にやろうとする中で、これは三代川までの途中まで現時点で町道に認定されておるけど、あるものを変更するのはいいと思うけど、立ち退きを現時点で要するところで、道路がないのに変更するということはやむを得ないのか。これ問題が出てくることはないのか。

建設課長 この延長する路線につきましても、家屋があるという形のものでございますけれど、先ほど考え方につきまして説明させていただきました資料に書いていますように、状況により必要なものについては町道認定する場合があります。そういった中で1つは法隆寺線の計画、またその延長する路線の区域につきましても、区画整備事業の形がございます。そういった中で担当課の方でそういった方と協議をされているという形で一定のご理解をいただいているという形で認定するものであります。

森河委員 この法隆寺線南北線は事業決定を打っているのですね。計画決定で

はないということですね。これ確認だけしておきたいと思うのは、パークウェイにしても計画決定は42年に打っているけれど、事業決定を打っていなかったというのが執行の問題が出ているように思ったので、ここで佐藤さんと話はできておるけども、確約書というものを結んできっちりしていった方がいいのではないかと。ただ口約束でうやむやにやっているように思う。その辺どう考えているのか。

都市整備  
課長

計画決定は42年にされております。事業計画決定で賠償事業でやる場合に事業認可ということで受けていくわけですが、今回道路事業を進めておりまして、今お願いしている道路認定をお願いしているところなんです。

そして佐藤さんについては区画整理内のところで用地を確保して協力をお願いするというので、土地区画整理をされる地権者の方、そして佐藤さんにも説明もいたしまして、ご了解を得る中で今現在進めさせていただいております。まだ区画整理の事業計画が確定しているという状況にはなっておりません。まず区画整理組合の設立という段階でございまして、佐藤さんの意向も踏まえながら区画整理組合と協議して佐藤さんにも残地等が残りますので、残地の利用も考えながら調整を図っていきたいと考えております。

森河委員

相手があることだし、区画整理は区画整理できちっとやっていくべきだと思う。それから道路は道路のやり方で併行にするよりも、私は佐藤さんが相手なら区画整理をする組合の方も相手があると思う。口約束の中でそれがいつもいうように15年までに一生懸命やっているけれど、やはり各課所属が替わっていったときにまた順送りになってしまう。それが斑鳩の物事の遅れてきた情勢であるのではないかと。私は現時点ではっきり決めてこないことには、区画整理ができるからそこへ行きなさいという話をしておくと、うまくいかないという懸念をもっているんで、あくまでも道路のないところでも補助金の申請の規定によってこういうふうにはやっていかないといけないのだった

ら、私はこれで結構なんですけど、その辺のところちゃんとはっきりしておいてほしいと思うのです。

助 役

一般的に話をしますと、地権者の支障が来す場合には地権者と協議をして、地権者が納得した時点において工事をしていく、これが基本です。この場合地権者が納得してもらえなければ道路は付けられない。認定はできることとなります。やはり最終的には地権者が納得して、そして土地区画整理地域の中に移転してもらおうと決まった時点においてその家屋を取り壊すという順序になると思う。ご心配されているような形にはならない。仮に地権者と話がこじれるようなことになった場合に、これは道路としての線がはかどらないということになるだろうと思います。したがって我々としてははかどれるように地権者と話をし、地権者の条件に満たすような努力をしていく。ただし、その地権者のおっしゃることが合わなければどうにもなりませんから、合わない場合は路線変更の認定はしたけれど、工事はできないということになるかと思えます。

ご心配していただいているようなことは恐らくないであろうと私は思います。

吉川委員

この件については委員皆さんが心配しています。この予定表を見せてもらっても15年で完了するように書いていますので、それを信じて賛成はしたいわけですが、これがもし遅れた場合に計画通りに必ずやるということであつたら、これは結構な話なんですけど、基本は道路ができてから認定するのが基本ではないかと思うのです。北庄の認定するときにも委員会で議論があつたと思うのです。なぜできていないものを認定するのかと。やはりその心配はあると思うのです。お願いしたいのは15年には完成するんだという意気込みでやってもらわないと、駅前整備みたいにこれだけ年数が遅れてきたら、何のために認定したのかということにもなりかねないと思うのです。その辺是非とも事業に最大の努力をしてもらって計画通りにいくようにやっ

ていただきたい。

助 役

おっしゃるとおりでございます、我々といたしましてはこの法隆寺線が15年に完成ということで全力を尽くして努力してまいります。ただ先ほど申しましたようにこの場合に家屋を持っておられる方がおられますから、その方々に誠意を持って対応するというのをやっていたいかなければならないわけですが、その中ではやはりうまくいかない場合もあるかもしれませんけれど、そういうことのないように15年を目指して努力していきたいと思っております。

認定につきましては、道路法により認定ができるということです。また、認定をしていかなければ補助対象にならないということがありますから、そういうことを踏まえて認定をお願いしているわけでございます。

吉川委員

この前もそういうご意見を聞いたと思うのですが、国県なりが認定しておかないと補助金が付かない、実際工事をやっていく中で、出来上がったら認定するのは分かった話だと思うのですが。先に認定しておかないと補助金が付かないという話なんです、しかしその制度自体がどうも解せない感じがします。やっぱり事業計画を上げてちゃんとした計画を持っていくのだから認定しなくても補助金はおろすべきだと思うのですが、これは国や県の方針に従わないと行けないと思うのですが。

今15年度に向かって最大の努力をしてもらおうということなので、私はこれで結構かと思っております。今後そういう機会がありましたら、町からこういう指摘があったということをお話していただくようよろしく願いしておきたいと思っております。

議 長

地権者が拒否された場合は工事ができないと、認定するのは補助金の関係で先にしておくということですね。それで施工できなかつたら、補助金の返還と課の問題は生じないのですか。

助 役

今の場合、興留8丁目・稲葉車瀬の路線ですね。そこから南側を路線変更して認定をするということをお願いしているわけです。もしも地権者の合意が得なければ、またそれを路線変更するといっているのではないです。それは今現在家屋の建っている地権者の方と交渉しながら事業を進めていかなければならない。それに対するところがどうしてもだめだということにならないように努力して全力を尽くしていこうと思っております。

補助金の関係なんですが、これは市街化区域は緊急地方道路整備事業と道路事業になっているわけです。調整区域の方は地方特定道路整備事業と2つの絡みがある。けれども都市計画事業の場合は、計画決定を打って、それでここをやっていこうとすれば事業認定を打っていないといけない。ところが事業認定は打っていないわけです。いわゆる道路財源から、地方緊急道路整備事業の補助金をいただく、そして地方特定道路整備事業の助成をしていただくという事業でございます。補助金であろうと起債であろうと、道路が完成しなければ補助金はくれないし、起債も貸してくれないということですから、まず完成して、そして国から支出したお金をいただくということになりますから、道路ができるまでに補助金が入ってくるということはありません。ただ我々がやっているように補助指令は認めましたというようなものは来ます。けれども国は完成しなければ補助金はくれないということでもあります。もし遅れる場合は繰り越しして次の年度に回して事業をやることになります。

議 長

これを認定して、補助金を高くしてもらって施工していくということになるわけですね。認定の基準の考え方の2番の但し書きのところで認定を出しているんですね。これは認定しなければ補助対象にならないという発言もあったし、それらはもうみんな理解はしています。もし、施工できなかった場合、反対しておられる所もあるし、だからこれが施工できるかどうかは何パーセントかはリスクがあると思う。

その時にできなかつたら補助金がもらえないんだと、そうすると施工していく段階でその都度その都度補助金の決定があつて、もらった時点でその年度に施工していると思うのです。もしだめだったらもらえないということですが、約束だけで施工はやれないのですか。

助 役 法隆寺線を反対されている所はあります。そこは緊急道路整備には入っていないわけです。そこを工事する場合その工事に対する補助金は出ます。でもしていない場合は、全部対象になつていてもその部分はありません。そういうことですから、工事が完成して道路がなつた時点において補助金が出るという解釈をしてもらつたらと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よつて、認定第2号 町道の認定及び路線変更については、当委員会として、満場一致で認定するものと決しました。

次に、報告第7号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 (議案書朗読、繰越明許費繰越計算書により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )



委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、報告第7号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）については、当委員会として、原案どおり了承するものと決しました。

次に、報告第8号 平成12年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課長 (議案書朗読、予算繰越計算書により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、報告第8号 平成12年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、当委員会として、原案どおり了承するものと決しました。

続きまして、継続審査について審査することと致します。

公共下水道事業に関することについてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。

下水道課長 継続審査となっています公共下水道事業に関することについて、でありますが。まず、流域下水道につきましては、5月22日の当委員会でご報告いたしました後におきましても、順調に工事が進んでおりまして特にご報告申し上げます内容がございませんが、今後、供用開始までに公共下水道管を流域下水道に接続致しますが、汚水の水量を計測する為の流量測定施設の施工が必要となり、流域下水道の立坑設置の段階で先ほど申し上げました流量測定施設を設置することが、合理的であると考えています。

現在、既に公共下水道としての整備を終え、流域下水道の立坑に接続できる状況にありますのは、興留5丁目の福德自動車の南側部分と、割烹まつおかの西側部分、それと服部1丁目のコーポ東浦の東側交差部であります。この3カ所は、いずれも交通量が非常に多く、夜間工事が必要なことに加え、県の施設に接続する事などから、同じ時期に施工する事が2回の掘削工事や、交通への影響を少なくすると共に、事業費を節減出来るものであります。尚、予算作成段階におきましては今回考えております立坑への接続は平成14年度に施工されると考えておりましたが、流域下水道の工事が早くなっていることから、現在、県と施工時期及び国の補助金等について、協議を行っておりまして、流域下水道の進捗状況に合わせた発注を検討しており、9月議会に補正予算を考えているところでありますので、ご理解をお願いします。

公共下水道の進捗状況につきましては、服部2丁目地内の工事につきましては、6月29日の竣工を目指し、努力しているところであります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

続いて、各課所管に関することについて報告を受けてまいります。

初めに、議案第22号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、説明を求めます。

観光産業  
課長

（観光産業課所管に属する補正予算の説明）

都市整備  
課長

（都市整備課所管に属する補正予算の説明）

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

議案第22号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管に属するものについては、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、本件については当委員会としてこれを了承することといたします。

次に、報告第6号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のうち、当委員会所管に属するものについて、説明を求めます。

建設課長 (建設課所管に属する繰越明許費繰越計算書の説明)

観光産業課長 (観光産業課所管に属する繰越明許費繰越計算書の説明)

都市整備課長 (都市整備課所管に属する繰越明許費繰越計算書の説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号 平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)のうち、当委員会所管に属するものについては、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。 よって、本件については当委員会としてこれを了承することといたします。

次に、第1浄水場の整備についての報告を求めます。

上水道課長 現在までの実証実験をふまえ、将来施設計画の概要を検討し、実施設計を行うにあたり、県郡山土木事務所等と事前協議を行っているところであります。

資料について、ご説明いたします。1枚目の鳥観図につきましては、現在地は、第2種風致地区であるため、都市の風致の維持を図るため、建築物等の形態意匠が周辺の土地の風致と著しく不調和でないこと、

及び色彩に関しましても、風致地区の目的に合致するよう許可の基準が定められておりますところから、右上の、建物高さ7.6mになります生物接触ろ過施設、4つの水槽の横の薬品注入室では、屋根に日本瓦をふき和風作りとし、正面にあります活性炭ろ過施設では、維持管理のため、壁にバラベツトを設けヨロイ壁として、日本瓦をのせており、この計画により、町及び県と事前協議を行って参りたいと考えております。

資料2枚目につきましては、計画施設は、計画最大浄水量 2 500立法メートル/日とし浄水施設としましては、着水井～生物ろ過施設～薬品注入施設配水施設は、排水地～濃縮槽～天日乾燥施設配管施設は、着水井以降～最終処理までの場内配管電気設備は、受電施設～動力設備～場内配線工事計装設備は、計装機器～計装盤～場内計装工事で三井浄水場へのテレメーター設備としております。

各施設の配置と浄水方法であります。配置としましては、

①の生物接触ろ過施設は、現施設の北配水池及び県水受水池へ

②の活性炭ろ過施設は、現施設の東配水池へ

③④の天日乾燥床・薬品注入室は、現施設のろ過池

⑤の排水池は、現施設のポンプ室への配置としております。

現施設の沈殿池及び曝気槽は、計画では不要となるため撤去を行って参りたいと考えております。

また、浄水の方法であります。まず、原水は第1段階の浄水処理施設の①の生物接触ろ過施設に入れまして、微生物による分解作用により、主として、鉄・マンガン・アンモニア性窒素を除去し、第2段の浄水処理施設の②の活性炭ろ過池で活性炭の吸着による物理処理と微生物による分解処理で、主として、有機物を処理し、トリハロメタン・色度等を処理させます。この組み合わせによる高度処理施設で、薬品注入につきましては、水道法に定められた最低限の殺菌用のみの、後塩素を注入して、得られた浄水は、既設の配水池へ送水します。

次に、浄水処理工程により発生した排水を⑤の排水池にいったん貯水し、排水量の時間的変化の調整を行い、すんだ水と汚泥の分離を行

い、すんだ水は、①の生物接触ろ過池に戻し、排水池の汚泥は、②の活性炭ろ過池横に設置した濃縮槽で排水池汚泥を効果的に、さらに濃縮し、③の天日乾燥床へ送り込みます。濃縮槽よりの汚泥を天日による自然乾燥にて脱水処理を行います。また、13年度の事業としましては、場内配水管の仮設工事と、既設の北配水池・県水受水池の取壊・撤去を行い、①の生物接触ろ過施設の本体工事を着手する予定であります。現在の環境問題の高まりを考え、浄水過程では薬品を使用しない、環境にやさしい処理方法で、また、浄水後に出る汚泥につきましても薬品を使用しない関係で発生量も減少し汚泥処理施設も完備した最新で安全な水道水を供給できる、浄水場施設の整備に向け事務を進めているところであります。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

中川委員 どの自治体の浄水場を見てもそうだと思うのですが、資料にも4つの槽がありますが、屋根のない状態ではありますが、最近いろんな考えられない事件犯罪がありますけれども、そこへ劇薬など薬を外部から混入されたとしたら、その浄化される間にその劇薬は無くなるのか影響はないのか。これもどこからでも入れるような施設ですのでそのような懸念はないのか。

上水道課長 この4つの槽については天日乾燥であり、汚泥の処理施設です。施設は一応フェンスを囲っておりますが、今現在1日3回各施設を派と一ロールいたしております。そういう懸念はありますが、今後気を付けていきたいと思えます。

中川委員 ここは汚泥ということですが、浄水している水の流れているところもあると思えますし、日に3回ということでも常時24時間いているわけではないので、放り込もうと思えばいつでも放り込める状態です。もし放り込まれたときには、その設備である程度の毒でも浄化される

のか解りませんか。

上下水道  
部長 難しい問題がありまして、その辺薬品を注入してすぐ対応できるか  
といたらなかなか難しい。他町では生き物を飼って監視しているところ  
もあります。一番懸念していますのは、一番下の方で配水池があるの  
ですが、ここはそれを再利用しますので、その辺を業者に言って要望は  
させていただきます。あと全体的には全部入れないようになって  
おります。今後安全管理は十分注意をしていきたいと考えています。

中川委員 斑鳩町全体に流れる水道ですので、安全管理に十分努めていただく  
ようお願いします。

委員長 次に、前回委員会での指摘事項について報告を求めます。

建設課長 前回の委員会でご指摘のありました件について、建設課所管にかか  
るもののうち、まず始めに、富雄川改修計画についてであります、  
一般質問で、一定のご答弁を致しました内容と重複致しますが、計画  
にいてのご報告を致します。

富雄川改修計画は、総合治水事業として、県事業で取り組みを行っ  
ていただいております。計画内容は、河床の切り下げを基本として地域  
の方々に親しまれる憩いの川として改修を行っていただいております。  
河床の切り下げを基本し、現在河川断面よりおおよそ30%増分に対  
応でき、低水部の護岸などは河川環境に配慮した構造とし計画されて  
おります。

また、昨年7月4日には、県北部の富雄川上流で局地的な豪雨によ  
り、当町高安西団地で堤防を溢水し、付近住民に多大な被害をもたら  
しました。

その後、県におかれましては、護岸の破損箇所を災害復旧工事、堆  
積土砂の浚渫及び橋梁部の橋脚部に水位計の設置等に取り組んでい  
ただいたところであり、今後も、堆積土砂の状況を見で浚渫をおこ

なっていていただくこととなっております。

本年度は高瀬井堰の完成と、井堰前後の一部低水護岸を完成されると聞き及んでおり、本井堰の完成により河床がおおよそ3m下がることとなります。なお、安富橋付近までの詳細設計を本年度に発注され、次年度以降への資料とし、また、斑鳩区域である国道25号線付近までの間について、河川構造物である井堰・橋等についての資料収集と地元関係団体と協議を考えておられます。

次に、JRとの関西綾競茨道橋の架け替え協議がまとまりつつある状況であり、工事については平成14年度着工の16年度完成を予定に協議されておられます。。

護岸工については、先にも申し上げましたが河床の切り下げを行いつつ、井堰並びに橋など主要な構造物の施蛙工工程を考慮しながら下流より順次改修を予定されております。

町と致したしましては、早期完成に向けて県に要望を行いながら、事業の進捗に対し、県と地元の調整役として事業の進捗を図られるよう町として協力してまいりたいと考えております。

次に、三代川改修計画についてであります。本河川の改修は、昭和46年度より小規模費可川改修事業として県において実施され、当初全体計画区間L=1,456M(三代川自治会)につきましては昭和63年度に完了されました。

しかしながら、昭和63年に全体区間より上流、JR大和路線法隆寺駅付近は市街化も著しく、河道断面狭少のため度々洪水被害を生じ、当該区間の改修を実施するため、当初全体計画区間より上流L=1,320M(県道天理・いかるが線合流点)について全体計画を延伸されております。

全体延長L=2,776Mの区間については、竜田川合流点よりJR法隆寺駅下流約200M付近まで完了(H6)しており、残り640Mが未改修で、とりわけJR法隆寺付近は河川断面再発少で早急な改修が望まれることから、町と致しましても、県に対し要望をおこない改修計画方法の検討を協議してきたところであります。



平成8年度には、県土木事務所と町職員が地元へ赴き地元自、治会役員の方に現状の報告と今後の進め方等についてお願いを致しました。その後、川沿いには家屋の連タンしていることから平成10年度には、自治会役員と居住者の方々に理解と協力を得るために説明会を実施し、計画測量調査を始め、地権者の方及び居住者については、その後、各戸訪問を県土木と町で廻りまして、地積測量及び立会いのご協力をお願い致しまして各調査を実施して頂きました。

結果として、地籍調査については、昔からの状況であることから、現地確認には苦慮致したところであります。また、地籍の混乱地域及び境界確定がされていない一部部分がありますが、今後県とも協議し明示確定できるよう取り組んでまいりたいと考えております。一方、平成12年度には、家屋補償のための資料として5戸の家屋調査を実施して頂きました。

平成13年1月28日には、駅前自治会役員の方、地権者及び居住者の方々にお集まりいただき、調査結果に基づく説明及び事業概要説明を行いそれぞれ関係資料を提示致し、資料内容につきましては、計画平面図と標準断面であります。特に、左岸側道路については、3m案と4m案を提示致し、ご検討をお願いいたしました。

以上説明については、3月定例議会中の常任委員会で一定のご説明をおこない、本日の資料として2-1であります。

その後、境界未確定部分の民民間の協議再三進めておりますが、解決には至っておらないところではありますが、今後においても県土木と町とで関係者に対しまして解決できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

5月16日には、県土木と町職員とで全戸訪問を行い計画案の件につきましてお伺いをしたところであり、内容については、一定のご理解を得たところではありますが、4戸についてはお留守であり、また、地域以外の方5戸の方については連絡を採り日程調整しながら訪問を行うこととなっており、早い時期にお伺いしたいと考えております。今後につきましては、境界確定に向けての作業と本年度には、下流域

からご理解いただける方から順次、建物調査を実施し交渉に向けての資料づくりをされる予定であります。以上が三代川改修計画の進捗状況であります。

次に、道路整備5ヶ年計画での平成12年度実施状況並びに、平成13年度の計画等についてであります。別紙配布させて頂いております表に基づき、簡単ではありますが路線毎にご報告させて頂きます。

1番の町道205号線(ゴルフ道)であります。同地区内において3路線の整備に当たっておりましたことから、進んでおらなかった状況であります。その内の2路線が12年度で完了することから、平成12年度より整備に向け取組みを行い、一部であります。三本松池から南へ70m程度の工事を実施致しました。

今年度も引続き地元調整を含め、整備に努めて参りたいと思っております。(13年度はこの部分から水道庁舎北側付近まで)2番いかるが溜池線であります。平成12年度をもって完了致しております。

3番町道250号線(三井・三井新田線)につきましても、平成12年度で完了致しております。

4番の岡本循環道路は、平成11年度より現況測量を行い、計画線について地元協議等を進めて参りましたが、県道から古池区間の建物・工作物の移転等について、所有者の方より難色を示されておられ、町、又地元代表者の方とも話し合いをしているところであり、現在のところ実施に至っておらない状況であります。

5番町道265号線(法隆寺北2丁目)であります。昨年度では、約60m程度工事を行っております。今年度も引き続き進めて参りたいと思っております。

6番町道490号線(風留1丁目)であります。平成12年度で完了致しました。

7番町道417号線(五百井)であります。全体計画の50%完了済みとなっております。6mで拡幅計画をおこなっており土堀等に影響が及ぶことから地権者の方とも話し合いを行ってきたところであり、難色を示されており、その後においても連絡を致すものの

お会い出来ておらず進んでいない状況であります。

8番の町道138号線と、その南側の路線(法隆寺西2丁目)であります。南側路線について12年度に境界確認を実施致しました。今後地元調整を諮りながら進めて参りたいと思っております。

9番町道152号線(浄度寺)であります。拡幅により一般車両の通過が増加する筆で懸念され、一部反対されている方もありまして、又交渉も進んでいない状況であります。反対者の中で直接用地等に影響が及ぶ方に対しまして、ご理解を得るべく日程調整を行っております。お会い出来ていないところであります。

5ヶ年計画路線ということから平成11年度におきまして、一部用地取得を行っているところでありますので、この部分の拡幅工事につき充分検討を行い早く実施出来るよう努めて参りたいと思っております。

10番町道472号線並びに、国道25号線からの南北線であります。平成12年度には国道25号線から町道472号線までの延長113mの施工を行い3月議会において町道認定を行ったところであります。今年度では町道472号線でこの合流点から東側の町道4446号線までの区間を予定致しております。

11番北圧線であります。平成11年度に地元代表者の方とも現地において、計画路線の再確認を行っており地権者等の調査を進める予定でありましたが、代表者の方の健康上から辞退され後継者を決めて頂くこととなっておりますが、現在まで決まっておらない状況であります。現地は山林部分が大半縮めている現状から、町独自で進める場合においても状況把握も困難を来たし、かなりの時間と労力も必要となることから、地元におかれまして是非ご協力を下さいますようお願い致しているところであります。

12番の龍田南線であります。町営住宅敷地の整理に伴いまして、北側部分の建物等(ガレーヂ・倉庫)の交渉が平成12年度にまとめ道路敷地の確保を行ったところであります。

今年度におきましては、各関係人に対しまして整備計画等の説明を

行い協力依頼を行っており、5月29日に測量・設計業務の発注を行いました。南海カツマ(株)奈良事務所で業務期間は6月1日から8月29日より実施し、この成果に基づき具体的に進めて参りたいと思っております。

13番の町道437号線(大和川堤防線)であります、平成11年度からJR踏切りより三代川右岸道路までの整備を行ったところであります。今年度におきましては、昨年同様緊急経済対策事業の一環として引き続き、町道456号線の交差部分(ドロコン橋)から町道458号線の交差部(鳩水園東側)までの区間の整備を進めて参りたく、5月29日に設計業務の委託発注を行いました。(株)ノア技術コンサルタントにより、業務期間は6月1日～7月30日より進めているところであります。

又、JR踏切りから新御幸橋区間の堤防線につきましては、河川管理者並びに地元自治会長にも計画内容等についてお話いたしており、近日素案図の作成を行い事業化に向けて調整を致したく予定しております。

続きまして6m計画路線であります、表中Dの町道437号線については、先ほどの13番の関連で説明申しましたところであります。

他のA・B・C・E路線については、用地等協力のお願ひも致しましたが、諸般の事情等により進んでおられない状況であります。

この6m計画路線につきましては、隣接する家屋も多く建ち並んでおり拡幅となると、建物等に影響を及ぼすことから進んでおられない現状であり、道路としての計画線も定まっていないため、平成11年度より現況平面測量を実施致しており、突発的に協力が得れる場合において、対応が計れるよう整理に努めているところであります。ご理解の程宜しくお願ひ致します。簡単であります、道路整備5ヶ年計画路線等についてのご報告とさせていただきます。

住宅整備事業につきましては、平成14年度以降の建て替え事業については、公営住宅ストック総合活用計画を策定していないと、国費

の対象としないとの国の方針が出されたことを受け、平成12年度において町営住宅の整備を進める上での今後10年間の基本方針となる「斑鳩町営住宅ストック総合活用計画」を国費を受けて策定することとなり、平成12年12月11日に5社による指名競争入札を行った結果、(株)内藤建築事務所に業務委託することとなりました。契約日は、平成12年12月12日、委託期間は平成12年12月12日から平成13年3月28日、契約金額は、2,940千円であり、そのうち1/2の1,470千円については、国庫補助金を受け、平成13年3月28日に業務完了したところであります。

今回策定したストック計画の概要は、次のとおりであります。各団地について、立地条件、住居、入居者等について、資料調査を行い、また、現地調査も行った中で現状を把握し、それぞれの団地に最も通じた手法を選択し、今後の整備方針を定めております。その中で、五百井住宅、興留東、正隆寺の各団地については、耐用年数も経過し、老朽化も進んでいることから、建替えとし、迫手団地2、長田団地については、経過年数は少ないものの、高齢者対応について未整備(スロープ、階段の手摺)の点もあり、整備ができる範囲での個別改善(屋内廊下の手摺)を行うとしております。また、将来の町営住宅に対する需要について、人口世帯数・住宅の状況等国勢調査の資料や町営住宅の応募状況等について検討をしたところ、今後も世帯数が増加するものと想定され、町営住宅応募の競争率も高い状況から、町営住宅に対する需要は高く、最終目標整備戸数を150戸としているところであります。また、今後整備を進める団地については、障害者及び高齢者向け等についても検討していくとしております。現在、第2浄水場跡地に建設予定の住宅について、参考図面、配置計画の検討を行っているところでありますが、今後実施予定事業といたしましては、今年度において第2浄水場施設の解体工事、住宅建設工事の実施設計等、また、土地開発基金用地からの用地買収を行う予定であります。それぞれの実施予定時期につきましては、実施設計、解体工事につきましては、8月頃に入札できるように準備を進めているところであり、用地買収につき

ましては解体工事完了後になる予定であります。また、住宅建設工事につきましても、平成14、15年度の2カ年事業で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今回建設予定の住宅の規模につきましても、当初4階建、32戸を想定しておりましたが、事業予定地の敷地面積及び隣接地との関係等について検討し、配置計画(集会所、児童公園、駐車場、駐輪場等の附帯施設)を考える中、3階建、21戸で進めてまいりたいと考えております。

附帯施設としては、現在のところ集会所、児童公園、駐車場-自転車置場、防火水槽について整備を行う予定をしておりますが、配置等については、実施設計の中で協議しながら決めてまいりたいと考えております。

また、近いうちに事業予定地の周辺自治会と調整をすべく、地元説明会の実施にむけて準備を進めているところであります。

また、本日の住宅整備に関する資料2-4につきましても、3月定例議会中の担当常任委員会で、ご報告致しました資料にであります。資料につきましても、町営住宅の団地の現状及び蓮替え可能性の検討について、老朽化している団地ごとに整理したものです。次の資料につきましても、現状での蓬替えが困難なことからその周辺での蓮替えをしめたもの、また、全体計画から町営住宅としてストックする戸数が150戸であり、新たに建てる地域として示しているものであります。

以上が住宅整備に関する件についての報告であり、また、別回委員会での建設課所管についてご指摘いただいたものを報告とさせていただきます。

都市整備  
課長

服部地区区画整理事業について説明させていただきます。

服部地区につきましても、前回の線引きの見直し時に市街化区域への編入要望を受け、平成4年の線引きで、区画整理事業の実施を条件とした特定保留区域に指定され、今回の線引き(H13.5.15決定告示)で

2.5haの区域が市街化区域に編入されました。

区画整理事業は、地権者3名の方が組合員として構成されます、「いかるがの里服部農住組合」として実施されるものでありますが、前回委員会においても報告させていただきましたように、当組合は、去る5月11日に創立総会が開催され、5月18日に設立認可の申請がなされたところでもあります。創立総会には県から農林部次長、また、県農協常務理事の参加を得て、定款及び役員選任規定(案)、農住組合規約(案)、事業基本方針(案)、事業計画(案)、等について審議され、いずれも満場一致にて承認され区画整理事業の第1歩を踏み出されたところでもあります。

事業の基本方針及び事業計画では、実施面積として、資料・3の図面の区域で 1.74haで実施時期は13-15年度までとされており、完成時期は平成15年度ということになります。

当該区画整理の概要としては、服部地区の西側で服部川を挟んだ西側で服部川の区域を除く約1.74haの区域で事業が行われる予定で、その事業の内容といたしましては、計画区域内において、現在の農地から宅地化を行い、道路、公園、緑地、調整池等の公共施設等も合わせて築造されることとなります。

なお、図面の区画は最終状態のものではなく、今後組合員さんと調整のうえ定められることとなっております。

工程といたしましては、資料1枚目の工程表のとおり、本年度に事業の認可申請を行い、来年度14年度には本格的に工事に着手し、平成15年度までの2カ年で工事を完成させる予定で進められることとなっております。なお、具体的な計画につきましてはこれから策定を進められることとなっており、町といたしましても地権者の皆さん、また事務局となりますJAに協力していきたいと考えております。

なお、区域内にある町が現在進めております都市計画道路法隆寺線についてであります。区画整理事業の進捗に合わせて町で道路の築造工事を行っていく予定としており用地費についても公共施設管理者負担金として組合に負担することで、県とも調整作業を行っている

ところであります。

次に、身近なまちづくり支援街路事業について説明させていただきます。

平成8年度9年度に開かれました「法隆寺地区整備検討委員会」を機に、法隆寺周辺におきまして歴史的な環境を今も保ち続けながら、整備によって町並みや景観が活かされる箇所としてふさわしい路線やその整備イメージを国や県の協力をいただきながら検討を続けてまいりました。そのなかで法隆寺周辺地区にありまして、特に西里地区は、東には世界文化遺産に登録されました法隆寺、西には史跡藤ノ木古墳を配しており、古い建築物が多いことから、その歴史の趣を感じさせる町並みが残されておりますことから、まずは、資料4に赤く表示しました路線につきまして、整備を進めていくべきであるとの方向性が得られましたが、この道路は、地元の方々の生活道路でもあり、法隆寺、藤ノ木といった観光名所の間に位置していることから観光客が非常に多く通られるルートでもありますので、そうした意味からも、歩行者と車が共存できる道路の整備が必要との観点から、都市計画審議会でもご審議いただき、平成11年11月に法隆寺藤ノ木線として都市計画決定することができました。そして平成12年3月には事業認可を受けたところであります。

本年度におきましては、資料4にありますように、かどやさんの前現在進められております第2分団車庫用地のところから富の里さんまでの、約180mの区間におきまして、脱色アスファルトによる舗装の改良及び自然石を用いた道路側溝の設置などの工事に着手したいと考えております。

また、路線沿いにございました旧宅の土塀が、昨年2月に取り壊されまして、更地の状態となったことから、路線沿いに見られました歴史的な趣が損なわれることとなってしまいまして事業を管轄されている国の方々にも、大変ご心配をいただきました。そのため、当地区の歴史的景観の保全という事業の目的を損なわないためにも、地域の方々



や観光客にも魅力を感じていただけるものとして、土塀の一部復元を行い、地域の生活基盤施設としての公園整備をすることが必要不可欠でないかと、このようなことで土地の所有者と交渉を重ねまして、去る3月に土地開発公社で取得いただき、その買い戻しについて先ほどご説明させていただきました補正予算において買い戻しをしていくというところでございます。

平成14年以降の法隆寺藤ノ木線の整備につきましては、引き続き道路舗装の改良によるグレードアップ、水路の実装化、そして公有化しました土地での土塀の復元及び公園の整備を順次進めてまいりたいと考えております。また、景観を阻害する大きな要因であります電線類も地中化を図りたいと考えており、現在設計を進めているところであります。

今後の西里地区におけます歴史的景観の保全についてであります。先に申しましたように、西里地区には豊富な歴史的景観が現存しておりますので、景観保全に関する条例制定や補助金制度も視野に入れながら、資料4に表示しておりますように法隆寺西大門から富之里や北側のルート、また集落内について、緑色の部分ですが、舗装等の改良を進めていきたいと考えております。なお、整備イメージとしては脱色アスファルト舗装、また北側のルートについては車両の通過が少ないことから石張りにすればということについて、北側路線では検討しながら進めてまいりたいと考えています。

委員長

報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

次に、その他について各委員から何か意見質疑等があればお受けいたします。

中川委員 道路特定財源について委員皆様方にお願ひがあります。  
道路特定財源についてでありますが、道路特定財源にかかる使途拡大や一般財源化などの見直し論が新聞等に掲載され全国的に大きな波紋を投げかけています。  
この道路特定財源は我が国の立ち遅れた道路を緊急かつ計画的に整備するための財源確保として、長期的な道路整備計画に基づく整備の推進に大きな役割を担っております。  
斑鳩町においても、都市計画道路整備をはじめ交通安全対策、バリアフリー化の道路整備の立ち遅れがあることから、道路整備を強力に推進するためにはなくてはならない制度であることから、我々としても危機感を持たざるを得ないことから議会発議としていたしたいと考えていますので、ご賛同よろしくお願ひいたします。

委員長 今、中川副委員長の方から道路特定財源制度の堅持を求める意見書を提出してはということですが、何か案はあるのですか。

中川委員 事務局の方でご用意していただいておりますので、清久町よろしくお願ひいたします。  
  
( 意見書案配布 )

事務局長 局長の方から、意見書案を朗読していただきます。  
  
( 意見書朗読 )

委員長 この件に関しまして委員さんの方で何かご意見、また理事者側にお聞きしたことがあればお受けいたします。  
  
( 質疑なし )

委員長        それでは、この内容の意見書を建設常任委員会の委員でもって、本会議最終日に提出することとしてよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長        異議なしと認めます。よって、道路特定財源制度の堅持を求める意見書を議員発議として本会議最終日に提出いたしますので、議長におかれましては手続きの程よろしくお願いいたします。

他に何かありませんか。

森河委員      町営住宅今後どんどん建築されていくと思いますが、そこでお聞きしておきたいのは入居してからの条件、入居するまでの所得条件、そして期間はどうか解りませんが、はじめは所得は少ないけれど、10年ほど経つと所得が上がると、その時に所得条件に期限切れがあるのかどうか。そういうことをこれからセットしていかないといけないだろうと、民間の事業と非常に格差が多いと、町営住宅に入っている方が同定数に合わそうと思えば、それだけの便利さを図っていくということであって、今後利益者負担ということも考えていかんなんだろうというのが大きな問題になっているということで、今までの入居時の契約の中の条件があったら資料をよろしくお願ひしたいと思う。

それから新婚する方に今まで収入のない方を対象としておられたけれど、今後は新婚の入居というのも騒がれているという状態ですので、新婚で入って10年経つと家を替わるという条件を付けて入れていくということも広い方面で考えていかなければならないだろうと思いますので、できましたら今後の理事者側の検討材料として要望しておきます。

委員長        その他についてもこれをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査案件申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては継続審査の手続きをとっていただけるようお取りはからいをお願いいたします。

以上、本日の案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 ( 町長あいさつ )

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

( 午前 1 1 時 0 3 分 )